

平成 25 年 第 2 回定例会

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 25 年 12 月 26 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会

平成25年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

○招集告示 1

第 1 号 (12月26日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○副広域連合長挨拶	7
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○副広域連合長挨拶	31
○閉会の宣告	32
○署名議員	33
○議案審議結果一覧表	35

埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第145号

平成25年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年12月19日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 岡 村 幸四郎

1 期 日 平成25年12月26日 午後1時30分

2 場 所 さいたま市浦和区高砂3-17-15
さいたま商工会議所会館2階ホール

平成25年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議事日程

平成25年12月26日（木曜日） 午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第 8号 平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号)
- 日程第 6 議案第 9号 平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第10号 平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第11号 平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第12号 埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

出席議員（15名）

1番	仲川幸成	2番	原口和久
3番	神保国男	7番	富岡勝則
10番	原田信次	11番	新井正夫
12番	市川幸三	13番	武藤壽男
14番	吉田英三郎	15番	榎本守明
16番	浅海忠	17番	工藤薰
18番	田幡宇市	19番	長島祥二郎
20番	伊藤裕		

欠席議員（5名）

4番	戸張胤茂	5番	田中暉二
6番	富岡清	8番	関根孝道
9番	会田重雄		

説明のため出席した者の職氏名

副広域連合長	吉田昇		
事務局長	小林一彦	事務局次長 兼保険料課長	伊澤茂男
事務局次長 兼総務課長	森川光章	参事 給付課 兼長	川辺正一

職務のため出席した者の職氏名

書記	長谷部竜一	書記	上敏文
----	-------	----	-----

開会 午後1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（新井正夫） 開会にあたりまして、昨日逝去されました故岡村幸四郎広域連合長に哀悼の意を表したいと存じます。

故岡村幸四郎広域連合長は、平成19年広域連合設立当初より広域連合議会議員を2期務められ、本年10月には、広域連合長に就任されました。

11月には全国後期高齢者医療広域連合協議会副会長として、高齢者の方々が将来に不安なく安心して医療を受けられるため、制度の健全な運営と持続が可能な医療制度となるよう、土屋厚生労働副大臣に対して要望活動を実践されました。

当議会としても、故岡村広域連合長に哀悼の意をあらわすとともに、心よりご冥福をお祈りし、謹んで黙祷を捧げたいと思います。

議場の皆様、ご起立を願います。

（黙祷）

○議長（新井正夫） ありがとうございました。ご着席ください。

報告いたします。

欠員に伴う広域連合議会議員選挙が行われ、市長選出区分から仲川幸成議員、富岡清議員、富岡勝則議員が、市議会議員選出区分から市川幸三議員、武藤壽男議員、榎本守明議員が当選されましたので、ご報告をいたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しましたので、これより平成25年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（新井正夫） これよりお手元に配付いたしました議事日程によって議事を進行いたします。

◎議席の指定

○議長（新井正夫） 日程第1、議席の指定を行います。

新たな広域連合議会議員6名の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、仲川幸成議員を1番に、富岡清議員を6番に、富岡勝則議員を7番に、市川幸三議員を12番に、武藤壽男議員を13番に、榎本守明議員を15番に、議長において指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（新井正夫） 次、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、12番、市川幸三議員、13番、武藤壽男議員、以上の2名の方を議長において指名いたします。

◎会期の決定

○議長（新井正夫） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（新井正夫） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（新井正夫） 次、日程第4、この際、諸般の報告を行います。

広域連合長職務代理から提出された議案は、お手元に配付した写しのとおりであります。

まず、議案説明者の出席について、広域連合長より送付されました通知の写し、また例月現金出納検査について監査委員より送付された結果の写しを配付しておきましたので、ご了承願いたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎副広域連合長挨拶

○議長（新井正夫） ここで、副広域連合長から挨拶を行いたいとの旨の申し出がありますので、これを許します。

吉田副広域連合長。

○副広域連合長（吉田 昇） 皆さん、こんにちは。

昨日、岡村広域連合長が急遽ご逝去されたため、広域連合長職務代理者を務めさせていただくことになりました、副広域連合長であります滑川町長の吉田でございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

例年、広域連合議会第2回定例会を11月に開催をしておるところでございますが、本年も都合によりまして本日、12月26日の開催となり、新井議長を初め議員の皆様には年末の大変お忙しい中にもかかわらず、ご参集をいただきましたこと、まことにありがとうございます。また、日ごろより当広域連合の運営に特段のご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

なお、7月に開催されました臨時議会以降の広域連合議会議員選挙におきまして、再当選の方も含めまして6名の議員の皆様が当選をされました。新たに議員に就任されました皆様には、今後とも当広域連合の運営に当たりましてご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、第185回臨時国会が12月8日に終了いたしました。12月5日の参議院本会議において、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案、いわゆるプログラム法案が成立をいたしました。法案の中で、医療制度につきましては国保の財政運営の都道府県移行や後期高齢者支援金の全面総報酬割、70から74歳の患者負担、高額医療費の見直しなどが盛り込まれ、後期高齢者医療制度につきましては十分定着しているとの認識を示しており、現行制度を基本としつつ、医療保険制度改革の実施状況等を踏まえ、必要に応じ見直しに向けた検討を行うとされております。

現段階では、後期高齢者医療制度は大きく変わることはないと考えられますが、プログラム法案では社会保障制度の円滑な実施を推進するとともに、引き続き中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うために、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部と有識者からなる社会保障制度改革推進会議を設置するとされていくため、今後の制度改正の行方を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

一方、当広域連合の状況でございますが、本年11月末の被保険者数は68万676人となっておりまして、平成20年4月の制度開始時点の51万人から約17万人増加し、全国でもトップの被保険者数の伸びを示し、それに伴う医療費も年々増加しております。こういった状況の中、県内68万人の後期高齢者医療被保険者の方々の生命、財産及び健康を守るため、全力で当広域連

合の運営に当たってまいりたいと考えておりますので、皆様方の特段のご支援、ご協力をいただきたいと思います。

さて、本日の定例会でございますが、平成25年度補正予算を2件、平成24年度決算を2件、人事案件1件の5件を提案させていただきました。議員の皆様には、慎重なるご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新井正夫） どうもありがとうございました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井正夫） 次に、日程第5、議案第8号「平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

森川事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森川光章） 議案第8号「平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー2とありますA4判横長の平成25年度一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書の3ページをお開きください。

まず、一般会計補正予算の総額ですが、中ほどに記載しております第1条のとおり、歳入歳出それぞれ1億2,362万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億2,387万7,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊となっております、右肩にナンバー6とありますA4判横長の議案参考資料をごらんください。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、3ページをお開きください。

上段の共通経費負担金ですが、これは平成24年度の一般・特別のそれぞれの会計で発生した決算剰余金の共通経費負担金を収入することにより、その相当額の共通経費負担金を減額するものでございます。

下段の前年度繰越金は、平成24年度の一般会計歳入歳出差引額を前年度繰越金として収入するものでございます。

次に、歳出ですが、次の4ページをごらんください。

事務経費繰出金は、平成24年度の特別会計決算剰余金の中で共通経費負担金に係る分を特別会計の前年度繰越金として収入することから、それと同額を事務経費繰出金から減額するものでございます。共通経費負担金は、一般会計でまず全額を収入し、そのうち特別会計分を繰出金として支出していることから、このような補正予算となるものでございます。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新井正夫） これより質疑をお願いしたいと思います。

17番、工藤薰議員。

○17番議員（工藤 薫） 共通経費をそれぞれに返すということなのですが、15億円ほどの各市からの負担金について、この決算については、それぞれの自治体に戻すということではなくて、一般会計と特別会計に戻すという、考え方についてもう一度お願いします。

○議長（新井正夫） 森川事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森川光章） 市町村に負担いただいております共通経費ですけれども、一般会計分と特別会計分を合わせて一旦、一般会計で歳入として全額を受け入れをいたしています。そのうち、特別会計に係る共通経費負担金について、改めて一般会計の歳入から事務経費繰出金として特別会計へ繰り出しを行います。特別会計の歳入で、それぞれ事務経費繰入金として受け入れる形をとっております。

平成24年度決算において、特別会計に係る共通経費に剰余金が発生したということでございまして、その剰余金分1億2,362万3,000円を精算するために、先ほどとは逆に、まず特別会計で歳入の事務経費繰入金を減額し、連動して一般会計歳出の事務経費繰出金を今回の補正のとおり同額減額するというものでございます。

○議長（新井正夫） 工藤薰議員。

○17番議員（工藤 薫） これは、毎年度こういう形をとっていたのでしょうか。私、市町村に共通経費を戻した覚えがあるのですが、4,266万円を繰越金ではなくて、それぞれの負担金をいただいた市町村に戻していくという会計処理をした年度というのではないのですか。

○議長（新井正夫） 森川事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森川光章） 毎年、これと同じような形で剰余金につきまして平成25年度と相殺するというような形をとっております。

○議長（新井正夫） いいですか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（新井正夫） ほかに質疑等もありませんので、質疑を終結いたしたいと思います。

これより討論に入ります。

反対討論からお願ひいたしたいと思います。

いいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（新井正夫） 賛成討論の方は、いいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（新井正夫） なければ討論を終結いたします。

これより議案第8号「平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新井正夫） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井正夫） 日程第6、議案第9号「平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

伊澤事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（伊澤茂男） それでは、議案第9号「平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどと同じ右肩にナンバー2とございますが、A4判横長の平成25年度一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書の15ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、特別会計補正予算の総額は、中ほどに記載してございますとおり、第1条歳入歳出それぞれに72億9,848万9,000円を追加し、総額を5,731億848万9,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、別冊となっておりますが、右肩にナンバー6とありますA4判横長の議案参考資料をごらんいただきたいと存じ

ます。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。7ページをお開きいただきたいと思います。

表の一番上、市町村支出金、療養給付費負担金、過年度分及び、次の表の国庫支出金のうち国庫負担金、高額医療費負担金、過年度分は平成24年度分の精算により不足が生じたため、追加で交付されるものでございます。

次に、国庫補助金の特別調整交付金と健康診査事業費補助金でございますが、健康診査事業費補助金の一部が特別調整交付金にて交付されることとなったことから、1億9,523万7,000円を組み替えるものでございます。

その下の保険者機能強化事業補助金は、収納対策に対する国庫補助に該当する市町村があるため、81万7,000円を補正するものでございます。

次に、繰入金の表の一般会計繰入金は、前年度繰越金として共通経費負担金分も繰り越すことから、相当額の1億2,362万3,000円を一般会計繰入金から減額するものでございます。

次に、その下の表の繰越金は、平成24年度の特別会計の歳入歳出差引額を前年度繰越金として受け入れるもので、当初予算との差額72億6,558万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。同じく資料の8ページをごらんいただきたいと存じます。

一番上の表、総務費の収納対策等補助金は、先ほど歳入でご説明しましたとおり、収納対策として受け入れる国庫補助金を該当する市町村に支出するものでございます。

次に、基金積立金の保険給付費支払基金積立金は、平成24年度の決算剰余分と平成24年度精算にて追加交付が発生した市町村療養給付費負担金及び高額医療費国庫負担金の過年度分、合わせて30億972万5,000円を基金に積み立てるものでございます。

次に、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金は、平成24年度基金取り崩し額の精算による残額3億1,541万円を基金に積み立てるものでございます。

次に、諸支出金の国県支出金等返還金は、平成24年度の療養給付費等の実績に基づく精算による国・県・市町村への返還金や国の補助金、調整交付金の返還に要する費用で、合わせて69億7,253万7,000円が必要となります、当初予算で30億円を計上しておりますので、差し引き不足額39億7,253万7,000円を増額するものでございます。

以上で議案につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井正夫） これより質疑を願います。

17番、工藤薰議員。

○17番議員（工藤 薫） 参考資料の7ページですが、健康診査については国庫補助金が国

庫補助のほうから特別調整交付金に何か変わったということなのですが、これについてどういう説明を受けて、こう変わったのでしょうか。調整交付金は埼玉県の場合は所得が比較的高いということで、なかなかいただけないということもあったりするものですから、健康診査について今までの定額というか、そういったものから交付金の扱いになってしまふと、来年度以降少し心配な気がしますが、そうした点の危惧はないのかという点なども伺います。

それと、保険者機能ですが、これは市町村の収納対策ということで、戸田市であったり、草加市であったりということをお聞きしたのですが、実際平成25年度はどの市が該当して、どういった事業を行ったことによる補助金だったのかということを伺います。

それと、歳出ですが、平成26年度は保険料改定の年になりますので、それぞれの基金の現在高、平成25年度末の残高の見込みについてお知らせください。

それで、改定についての動きについて、東京都の広域連合ではもう相当上がったという新聞報道などもありましたけれども、埼玉県の場合はそうした現状は今現在どのように行われているのか、それもお願ひいたします。

○議長（新井正夫） 川辺参事兼給付課長。

○参事兼給付課長（川辺正一） それでは、健康診査の補助金につきましては、こちらは補助金としての予算的なものなのですが、国で予算がもうないということで、その分を特別調整交付金で割り振って、そちらのほうにいただくという形になっておりますので、金額とかそういうものは特に変わってはいないという形になっております。

○議長（新井正夫） 伊澤事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（伊澤茂男） まず、保険料改定からでございますが、現在この保険料改定について有識者による懇話会を既に3回開いておりまして、年が改まった1月に保険料改定についてのご提言の最終的なまとめを行う予定でございます。それを過ぎまして、当広域連合に対して保険料改定についての提言をいただくという予定でございます。

東京都の連合会では、大体の予定をもう既に固めていらっしゃるとは思いますが、私どもはこの1月の提言を待って、最終的に方針を決定いたしたいと考えております。

ただ、総体として後期高齢者の数が急速に増加しております、また1人当たりの医療費も伸びておりますので、若干の保険料の値上がりというのは必要かという状況ではございますが、なるべく剰余金等を活用しまして、それを抑えていきたいと考えております。

それから、2点目でございますが、剰余金の基金と財政安定化基金の現在の残高ということでございますが、平成24年度末で保険給付費支払基金、これは剰余金をためたストックの基金でございますが、それが112億2,295万2,748円でございます。ただ、これはその後、市町村さんへ返還するお金も本年度はありますので、実際に本年度末に活用できる剰余金は82億円と概

算で捉えております。

それから、埼玉県が造成しております財政安定化基金の残高でございますが、これはおよそ84億円と見込んでおります。

それから、次でございますが、国の収納対策の補助金に関しましては、平成25年度は久喜市に決定をしておりまして、その補助対象経費は徴収職員、これは嘱託の方を雇った人件費が補助対象になってございます。

以上でございます。

○議長（新井正夫） 工藤薰議員。

○17番議員（工藤 薫） ありがとうございます。

実際使える基金としては82億円と、県に84億円あるということなのですが、来年その提言を待って最終決定をするというお話でしたが、県の財政安定化基金については、たしかこれを取り崩して保険料の上昇を抑制するようにということで、広域連合長も発言をしていらっしゃいました。平成24年度、平成25年度については取り崩しができなかつたわけなので、それは去年の2月議会のときなのですが、連合長が今回は国からの指導もあるし、県民の負担軽減ということで、これを活用させていただきたいということ、努力をしてまいりたいというようなことも言っておられるんですが、この県の財政安定化基金の取り崩しについて執行部としてのお考えはどうなのでしょうか。

たしか、前回取り崩しをして保険料を抑えた広域連合は31あるとお話があったのですが、埼玉県はこれをやらなかつたわけなのですが、来年度についての今現在のお考えは披露できるでしょうか。

○議長（新井正夫） 伊澤事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（伊澤茂男） 結論から申し上げますと、現時点では剩余金を活用して上昇を抑制したいと考えております。その理由と申しますのは、前回財政安定化基金を保険料上昇抑制に使ってもいいという国の見解でございますが、その背景はこの後期高齢者医療の制度は廃止を前提に議論をされた時期があつたと。廃止されるのであれば、これまでためた財政安定化基金を取り崩して保険料の上昇を抑制してもいいということで国の法改正があつたと聞いております。

ところが、その後、この医療制度の存続が確かなものとなってまいりましたので、国がもしそれを使うのであれば、前回の上昇抑制を使った範囲内でしか取り崩しはさせないとは言いませんが、しないでもらいたいということが言われております。

それから、もう一つ、制度が存続されておりますので、この財政安定化基金というのは保険料収納率が著しく落ちたり、医療給付費が予想以上に伸びてしまったときの最後のセーフティ

一ネットのような機能を果たすものでございますので、これをなくしてまで保険料を下げるということは極めて危険なことだろうと考えております。

したがいまして、幸いにして剰余金がかなり残っておりますので、これを上昇抑制に活用していきたいというのが今のところの基本的な考え方でございます。

○議長（新井正夫） 工藤薰議員。

○17番議員（工藤 薫） 県の財政安定化基金については、厚労省が先日、先の短い高齢者についてはこういった基金を取り崩してまで保険料を抑える必要はないよということを言ったということで、私たちの党の小池議員が厚労省のその担当課の方を呼んで、どういう都道府県にそういう指導したのかということを聞いて、前回取り崩しをした東京、青森、そういった幾つかの県の広域連合について呼んで、くぎを刺したというか、そういうことはわかっているのですが、そういったことをおっしゃっているわけですね。だから、私もちよつとびっくりしましたけれども、財政安定化基金というのは国と県と広域連合が3分の1ずつを出して、広域連合は高齢者の保険料が入っているわけなので、その保険料を3分の1ずつ積み立てたものが84億になっているというふうに考えれば、次回の改定のときにその保険料の抑制のためにこれを取り崩すというのは、私は極めて順当だと思うのです。ですので、ぜひそれは今後ともしっかり検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（新井正夫） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（新井正夫） ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（新井正夫） 反対討論がないようでございますので、賛成討論はいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（新井正夫） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第9号「平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新井正夫） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井正夫） 次、日程第7、議案第10号「平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたしたいと思います。

提案理由について説明を求めます。

森川事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森川光章） 議案第10号「平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー3とあるA4判横長の一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類をごらんください。

まず、歳入でございますが、2ページをお開きください。

表の下段に、歳入合計欄がございますが、その予算現額は15億5,883万9,000円、その2つ隣の収入済額は15億5,845万7,668円で、予算現額と収入済額との比較は右端の欄にございますとおり38万1,332円の減となっております。

次に、歳出でございますが、歳出合計は次の4ページで、予算現額は15億5,883万9,000円、支出済額は15億1,579万1,003円で、予算現額と支出済額との比較は右端の欄に記載のとおり4,304万7,997円となりました。

次の5ページには、実質収支に関する調書がございますので、こちらをごらんください。

上段から4行目の3、歳入歳出差引額は4,266万6,000円となっております。

なお、平成24年度は（1）継続費過次繰越額、（2）繰越明許費繰越額並びに（3）事故繰越し繰越額はございませんので、5、実質収支額も歳入歳出差引額と同額となっております。

それでは、具体的な執行状況についてご説明いたします。恐れ入りますが、右肩にナンバー6とあるA4判横長の議案参考資料をごらんください。

こちらの資料によりまして、決算の概要についてご説明いたします。

11ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

一番上の表の分担金及び負担金は、広域連合の運営経費として構成団体である県内の全市町村から負担いただいているものでございます。収入済額は15億47万2,389円であります。

なお、この資料の最終ページである22ページには、平成24年度共通経費負担金決算額の市町

村別一覧がございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

次に、その下の国庫支出金の保険料不均一賦課負担金358万5,820円は、療養給付費が県内全体の平均に対して著しく低い小鹿野町の保険料を低く設定したことによる差額分について、国から負担金が交付されたものでございます。こちらは、次の県支出金にございますとおり、埼玉県からも同額が負担金として交付されております。

その下の保険者機能強化事業補助金18万1,000円は、被保険者代表者等から意見を聞く場として設置している後期高齢者医療懇話会の経費が補助対象に該当し、交付を受けたものでございます。

次に、繰越金の前年度繰越金5,030万7,737円は、平成23年度決算の剰余金でございます。

これら歳入の合計は、合計欄の収入済額欄に記載のとおり15億5,845万7,668円となりました。

続きまして、歳出の執行状況についてご説明いたします。

12ページをお開きください。

まず、表の一番上の議会運営に係る経費は、支出済額は72万4,774円で、定例会を2回、臨時会を1回開催し、条例や予算議案及び人事承認議案など、計10の議案の審議を行ったところでございます。

次に、事務局運営に係る経費3,427万2,624円は、臨時職員に係る経費や各種業務委託費及び事務室賃借料や消耗品購入などの経費でございます。

次に、電算システム等に係る経費1,097万6,070円は、情報系の電算システムの運用、管理等に係る経費でございます。

次の13ページの一番上、会議開催に係る経費27万8,231円は、後期高齢者医療懇話会委員に係る報償費や費用弁償及び会議室の使用料などでございます。

次に、事務局職員に係る経費2億5,753万2,177円は、一旦事務局職員の派遣元市町村で支給した職員給与等について、負担金として派遣元に支払ったものでございます。中ほどの保険料不均一賦課繰出金717万1,640円は、歳入でもご説明いたしましたとおり、該当する小鹿野町分を特別会計に繰り出したものでございます。

これらの歳出の合計は、下の合計欄の支出済額のとおり15億1,579万1,003円となっております。

また、一番下の歳入歳出差引残額は4,266万6,665円で、この額は先ほど議決いただきました議案第8号の繰入金の財源となったものでございます。

以上で、平成24年度一般会計歳入歳出決算の概要をご説明申し上げました。慎重審議の上、認定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新井正夫） これより質疑をお願いいたします。

17番、工藤薰議員。

○17番議員（工藤 薫） 岁出で伺いますが、12ページの財政分析というのがありますと、委託料の中で77万円ですか、これはどのような財政の分析を行って、どういう成果というか、どういったことがわかったのか、ご説明していただきたいと思います。

それと、13ページの懇話会なのですが、大変不用額が多く61万円と出ていますが、平成24年度については何回開いたのでしょうか。

それと、事務局職員33名の人事費が出ておりますが、県の職員の方も広域連合には来ていらっしゃるわけで、その方の人事費というのもここに入ってるのでしょうかね、何名おられて、その分はどうなっているのかということをお願いいたします。

その3点でしょうか。

○議長（新井正夫） 森川事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森川光章） まず、懇話会の関係でございますけれども、懇話会につきましては平成24年度、9月と1月に開催をいたしております。9月の第1回におきましては、平成24年度、25年度の保険料率についてご説明をしてございます。それから、後期高齢者医療制度の運営の状況、後期高齢者の制度についての国の動きですね、この辺についてご説明をさせていただいております。1月の第2回におきましては、後期高齢者医療広域連合医療費の状況、これについて、それから後期高齢者医療に係る収支の状況、それからジェネリック医薬品利用差額通知の作成、後期高齢者医療広域連合のホームページにおける情報の提供というものなどを懇話会の中でご説明させていただきました。

2点目といたしまして、職員の給与の関係でございますけれども、埼玉県からは埼玉県市長会の会長市である新座市に、一旦派遣をしていただいて、新座市から広域連合に2名派遣されております。それで、埼玉県から局長と次長という形で派遣をされております。

それから、2名分の人事費でございますけれども、共済費等も含め給与総額としては約2,360万円を負担金という形で支払っております。

3点目の財政分析の関係でございます。これにつきましては、市町村の公会計において市町村が財務諸表に対して必要なので、財政分析の調書をつくるということで、それに関して委託し、作成をして市町村のほうに提出するために要した経費でございます。

○議長（新井正夫） 工藤薰議員。

○17番議員（工藤 薫） 今の財政分析についてよくわからなかったのですが、もう一度ちょっとお願いします。

あと、懇話会は78万円の予算で支出済額が17万円ということで、そうすると出席した方が少なかつたのでしょうかね、61万円、不用額が大変多いので聞いたのですが、3回か4回予定し

ていてということだったのですが、2回やってということなので、その出席状況を教えてください。

それと、2名の県の職員の分も広域連合が払っているということで、それはずっと私たちも問題にしてきたのですが、これについてはやはり県はその人件費は持たないという、そういうことがずっと続いておるのですが、平成24年度について他の広域連合ではどういう状況でしょうか。神奈川県とか愛知県とかは、県の職員の給与分は県がちゃんと負担するとなっているわけなのですが、埼玉県の場合は県が持たないということですっと続いているわけなのですがね、平成24年度について他の広域連合の状況がわかったらお願ひいたします。

○議長（新井正夫） 小林事務局長。

○事務局長（小林一彦） 財政分析についてお答えしたいと思います。

これは、先ほど次長からも答弁申し上げましたけれども、市町村が財務諸表を作成するために必要な広域連合の財務諸表を委託して作成いたしまして、市町村へ提供しているものでございます。市町村では、連結して財務諸表を作成するところがございますので、それに資するために私どもで提供しているところでございます。

基本的には、平成23年度の決算統計データをもとにしまして、財政状況分析、それから主には、財務諸表としまして貸借対照表、行政コスト計算書、純資産の変動計算書、資金収支計算書の作成を行っております。

また、これについてどう評価しているかというお話かと思いますけれども、基本的には私どもといったしましては財政面について制度の安定的な運営を図ることと考えております。ただし、保険給付費が年々増加していく中におきましては、今後においても制度の安定的な運営を確保するためには、さまざまな予防事業であるとか、あるいは医療費の適正化に向けた取り組みをさらに充実強化する必要があるというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（新井正夫） 森川事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森川光章） 懇話会でございますけれども、当初3回という形で予定しておりましたけれども、これが2回になりました。

それから、人員ですが、36名を予定しておりましたけれども、19名という形になってございます。

それと、県の派遣の関係でございますけれども、広域連合につきましては市町村で運営をするという形になっておりますので、直接県から派遣というものがちょっといただけないということで、先ほど申し上げたとおり一旦、新座市のほうに派遣いただいて、そこから広域連合に派遣していただくというものでございます。

それから、他の広域連合で県から派遣いただいているという関係でございますけれども、平成24年度で25広域連合がございます。

○議長（新井正夫） ほかに。

工藤議員に申し上げます。挙手して、一応ちゃんと議席番号と名前を言っていただきたいと思います。

工藤薰議員。

○17番議員（工藤 薫） 17番、工藤です。

その25の広域連合は、県が人件費を持っているということでおっしゃったわけですか、そこの確認と。

それと、埼玉の場合は定数が35ということなのですが、ずっと職員は33名ということでやつておられるのですが、被保険者も大変ふえまして、事業も大変多岐にわたるのですが、職員の方の残業が多いだとか、そういう状況などはどうなっておるのでしょうか、ちょっとこういう決算の中では出てこないのですけれども、課によっては事務量が大変多いと思いますが、33名でやっているということについての評価をお願いいたします。

○議長（新井正夫） 森川事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森川光章） 広域連合の県職員の人件費の関係なのですが、やはり一旦、市のほうに派遣になって、それから広域連合という形で、その広域連合によってまちまちのとり方をしている関係がございまして、現段階ではその辺の詳しいことまでお答えはできないという状況でございます。

それから、事務職職員の関係でございますけれども、現在33名でやっております。職員定数条例におきましては35名という状況でございますけれども、現実的には各市町村の財政の状況も非常に厳しいということで、やはり職員の定数の削減等に取り組まれているという中で、広域連合といたしましてもなかなかその定数にということは非常に難しいと考えております。当広域連合といたしましても組織の中で人員配置等、いろいろ工夫をいたしまして現行の人員で対応していくという形でございます。

以上でございます。

○議長（新井正夫） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（新井正夫） ほかにありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

17番、工藤薰議員。

○17番議員（工藤 薫） 17番、工藤です。

平成24年度の埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算については、私は不認定ということで討論いたします。

市町村の負担金約15億円でほとんど歳出歳入を賄っている会計なのですが、今質疑でわかりましたけれども、やはり職員の定数を削減をしたままで業務に当たっているということと、臨時職員8名を人材派遣会社から雇用してレセプト点検など重要なこともやっていただいているということで、本来自治体はやはり派遣社員が大変多いわけですので、正規雇用をふやしてきちんと責任を持って、こういった重大な任務についてはやっていただきたいという、やはり範を立てていただきたいと思うわけです。

また、県の人事費についても、2人の優秀な方を送られているわけですが、それについても県が人件費を持たないというのも、私はおかしいと思います。

以上のことと指摘いたしまして、一般会計については不認定でございます。

○議長（新井正夫） 次に、賛成討論ございますか。

12番、市川幸三議員。

○12番議員（市川幸三） 12番、市川でございますが、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

議案第10号、平成24年度一般会計決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

この一般会計は、先ほど執行部から説明がありましたとおり、広域連合議会に係る経費や派遣職員の給与費あるいは事務局運営や会議開催に係る経費でありまして、当広域連合の運営にかかる基礎的経費となっております。これにより、所定の事業が円滑に実施されておるところでございます。

特に、被保険者の代表や有識者からの意見を聞くための懇話会の開催や、市町村の関係課長を集めて広域連合の運営について協議、検討をする会議なども必要に応じ実施されたところであります、関係団体や関係市町村と緊密な連携を図りながら、この後期高齢者医療制度運営の事務が的確に執行されたものと考えております。

また、歳入につきましては、その大半は全市町村からの事務費負担金であり、広域連合規約に基づいた負担割合により納付され、全市町村の負担で運営されているということを意識した事務経費の執行が図られております。

こうしたことから、議案第10号、一般会計決算認定に賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（新井正夫） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（新井正夫） なければ討論を終結いたします。

これより議案第10号「平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新井正夫） 起立多数であります。

よって、本案は認定と決定いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井正夫） 次に、日程第8、議案第11号「平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

提案理由について説明を求めます。

伊澤事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（伊澤茂男） 議案第11号「平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどと同じ右肩にナンバー3とございますA4判横長の一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類をごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入は8ページでございます。

その歳入の合計は、次のページ、9ページの下段にございますとおり、予算現額5,349億1,186万1,000円に対しまして、2つ隣の収入済額5,224億8,244万1,409円で、予算現額と収入済額との比較は、右端の欄に記載しておりますとおり124億2,941万9,591円の減となっております。

次に、10ページの歳出についてでございますけれども、全体の歳出合計は、次のページの11ページに記載してございますが、その予算現額5,349億1,186万1,000円に対しまして、支出済額が5,122億1,685万8,550円で、予算現額と支出済額との比較は右端の欄に記載しておりますとおり226億9,500万2,450円となっております。

次の12ページには、実質収支に関する調書がございますので、こちらをごらんいただきたいと存じます。

上段から4行目の3、歳入歳出差引額は102億6,558万3,000円となっております。

なお、平成24年度は（1）継続費過次繰越額、（2）繰越明許費繰越額並びに（3）事故繰越し繰越額はございませんので、5の実質収支額も歳入歳出差引額と同額となっております。

それでは、具体的な執行状況についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、右肩にナンバー6とありますA4判横長の議案参考資料の17ページをお開きいただきたいと存じます。

一番上の市町村支出金の保険料等負担金、現年度分・過年度分486億5,803万1,673円は、市町村が徴収した保険料が負担金として納入されたものでございます。

その下の保険基盤安定負担金80億2,302万4,583円は、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料軽減補填分として、市町村がその対象経費の4分の1を負担したものでございます。

その下、療養給付費負担金404億7,056万7,039円は、療養の給付などに係る市町村の定率負担金で、負担対象額の12分の1を負担いただいたものでございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金、療養給付費負担金1,219億8,545万6,786円は、療養の給付等に係る国の定率負担金で、負担対象額の12分の3を受け入れたものでございます。

その下の高額医療費負担金17億6,284万5,064円は、レセプト1件につき80万円を超える高額な医療費に係る国の負担金を受け入れたものでございます。

その下の国庫補助金、調整交付金340億5,808万8,000円は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を是正することを目的に、国から交付された普通調整交付金と長寿健康増進事業費に関し、国から交付された特別調整交付金を受け入れたものでございます。

その下の健康診査事業費補助金2億6,737万2,000円は、健康診査事業に係る国からの補助金でございます。

この表の一番下の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金20億9,211万5,307円は、被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減措置分や低所得者の保険料軽減措置分等に係る国からの交付金でございます。

次に、県支出金でございますが、国庫負担金と同様に療養給付費負担金や高額医療費負担金として合計で411億5,049万1,988円を受け入れたものでございます。

次に、支払基金交付金の後期高齢者交付金2,140億793万9,751円は、現役世代からの支援金として療養給付費等に係る各医療保険者からの交付金を受け入れたものでございます。

次に、18ページをごらんください。

上から2つ目、繰入金、うち下段の基金繰入金の後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、先ほどご説明いたしました国からの交付金を基金により管理するよう指導されていることから、一旦基金に積み立てた後、必要に応じて特別会計に繰り入れるもので33億7,077万7,728円を繰

り入れたものでございます。

その下の保険給付費支払基金繰入金は、保険料等の歳入不足分を補うため18億2,473万5,000円を繰り入れたものでございます。

次に、繰越金の前年度繰越金27億6,656万5,425円は、平成23年度決算に係る剰余金でございます。

これら歳入の合計は、一番下の合計欄の収入済額欄のとおり5,224億8,244万1,409円となっております。

続きまして、歳出の執行状況について、その概要をご説明いたします。

次の19ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、一番上の表、保険給付費に係る経費の一番上、療養給付費等の支出済額4,917億3,003万7,369円は、医科、歯科、調剤等の給付費及び柔道整復、あんま、マッサージ等の療養費として支給したものでございます。

その3つ下の高額療養費47億8,967万3,714円は、1カ月の自己負担金が一定限度額を超えた場合、その超えた部分に係る払戻金として支給したものでございます。

次に、同じ表の一番下、葬祭費18億3,730万円は、被保険者が死亡した場合、葬祭執行者等に対しまして5万円を支給したものでございます。

次に、中段の表、保健事業に係る経費の健康診査委託料12億6,212万846円は、健康診査に係る市町村委託料で、受診者数は18万1,416人、受診率は29.9%となっております。

その3つ下の市町村長寿健康増進事業費補助金3億2,110万1,388円は、国からの特別調整交付金を財源といたしまして、市町村で実施した人間ドック助成事業等へ補助したものでございます。

次に、下の表、レセプトの審査・点検等に係る経費の上段、審査支払委託料15億9,976万8,212円は、レセプトの一次審査業務並びに診療報酬等を医療機関等へ支払う業務を国保連合会に業務委託したものでございます。

次に、その下のレセプト管理システム運営委託料1億6,483万2,257円は、レセプトを電子化し、縦覧点検等が可能となるレセプト管理システムや電算標準システムにレセプト内容を取り込むもので、同システムの運営管理経費とあわせ、国保連合会への委託費として支払ったものでございます。

次に、20ページをお開きください。

一番上の表、医療費通知に係る経費の医療費通知作成業務委託料7,809万4,999円は、医療機関等の受診状況を被保険者に通知するもので、年度内に3回発送したものでございます。

次に、下の表、広域連合電算システムに係る経費6億502万7,261円は、電算標準システムの

運用に係る国保連合会への業務委託経費や市町村端末等のリースに係る経費などでございます。

一番下の表の業務運営費に係る経費 1 億3, 040万4, 014円は、医療費通知、支給決定通知等に係る通信運搬費等の経費でございます。

次に、21ページをごらんください。

一番上の表、被保険者証・ミニガイド等の作成に係る経費5, 380万5, 737円は、被保険者証の作成やミニガイド、ポスター等の印刷物の作成にかかった経費でございます。

これら歳出の合計はページの下、合計欄の支出済額欄のとおり5, 122億1, 685万8, 550円で、歳入歳出差引残額は102億6, 558万2, 859円となっております。

次に、主要施策の成果報告についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー4とありますA4判横長の主要施策の成果報告書をごらんいただきたいと存じます。

1ページから12ページにかけて記載しております一般会計及び特別会計の決算状況につきましては、議案第10号の説明並びにただいまご説明いたしました特別会計の決算状況の説明と重複いたしておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

参考資料は13ページから掲載しておりますので、概要をご説明をいたします。

まず、14ページをごらんいただきたいと思いますが、被保険者の加入状況でございます。3月時点での被保険者数は66万3, 672人、人口に占める被保険者の割合は9.21%で増加傾向にございます。

また、次の15ページには医療給付費等の支給状況がございますが、次の16ページには後期高齢者医療費等に係る決算状況を掲載しております。これらを図表化したものが、次の17ページにございますので、こちらをごらんいただきたいと存じます。

これは、特別会計決算の中で後期高齢者医療制度の事務執行に係る経費を除いた療養の給付費等の決算状況を取りまとめて図式化したものでございまして、上段の図が歳入で中段の図が歳出でございます。下段に3番の決算剰余金を、最下段に4の保険給付費支払基金への積み戻し額を掲載しており、参考にしていただければと存じます。

以上で、平成24年度特別会計歳入歳出決算の概要をご説明申し上げました。慎重ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（新井正夫） これより質疑をお願いいたします。

17番、工藤薰議員。

○17番議員（工藤 薫） 17番、工藤です。

それでは、歳入から伺いますが、保険料のことですが、この平成24年度は保険料を上げた年

です。それで、1人当たり平均保険料額は幾らになっていましたでしょうか、それは全国順位では何位ぐらいでしたでしょうか。

それと、保険料を上げましたけれども、収納率については若干上がっているというような表記があったのですが、収納率について少し教えてください。3年ぐらい。

それと、保険料の減免について私は何度も取り上げてきたのですが、災害や長期入院であるとか、所得の激減ということで、この広域連合は大変いい要綱を持っていらっしゃるわけで、それに該当する方が減免を受けているのですが、その減免について平成24年度の実情はどうだったでしょうか、何件くらいの申請があって、何人の方が利用したのかという、申請と実際に認定された件数について、またその減免額についても示してください。

それと、今、年金も下がっていて大変ですが、保険料を払えない方もおられると思いますが、滞納者の人数と滞納額についてはどうなっていますでしょうか。この概要では、収入未済額が全部ゼロになっているわけなのですが、実際は滞納があると思いますが、その人数と滞納額についてお願ひします。

それと、埼玉県の場合、短期保険証は何人かに交付しているようですが、平成24年度の4カ月の短い短期保険証についての交付状況はどうだったか伺います。

それと、歳出ですが、97%が医療費ということなのですけれども、1人当たり医療費が年々上がっているというお話もずっとあるのですが、平成24年度、平成23年度、3年間ぐらいの経緯はどう推移しているのかという点を再度伺います。

それと、今高齢者の中で1割負担の方と3割負担の方がいるわけなのですが、それについての医療費というのはどういう動向になっているのか、それも伺います。

資料は出ていないのですが、たしか3割の方の医療費はそんなに伸びていなかつたような気がしますが、そういう現役並みに払っている方のかかっている医療費はどうなっているのかということ、その1割との関係でお願いいたします。

それと、健診ですが、健診の受診率が29.9%ということで、18万人の受診者だったのですが、これは目標に対してどういう結果だったでしょうか。受診項目を2つくらい加算して受診を促進していたはずなのですが、平成24年度の保健事業についての取り組みについて、どういう評価をしておられるか。

以上です。

○議長（新井正夫） 伊澤事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（伊澤茂男） 順序が不順になるかもしれません、まず保険料の1人当たりの平均保険料の額でございますけれども、平成24年度は7万5,336円、全国で7位でございます。

それから、それに対するかかった1人当たりの医療費については、これは速報値なのですがれども、83万1,146円、これが全国で32位でございます。

それから、ちょっとお待ちください。

次に、3年間の収納率でございますけれども、平成22年度が99.12%、平成23年度が99.18%、平成24年度が99.18%でございます。これが収納率でございます。

それから、次に保険料の減免の状況でございますけれども、平成24年度、申請が63件ございました。それで、支給決定は、うち59件、減免額の総額は225万8,170円が減免の状況でございます。

それから、被保険者証のうちの短期証の交付の状況でございますけれども、平成24年度は8月当初発行したのが60件、60人に対して発行いたしまして、翌7月末に34人まで減っております。これは短期証を更新するたびに具体的なご相談をさせていただいて、お納めいただいた結果だと理解しております。

少々お待ちください。

○議長（新井正夫） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時05分

○議長（新井正夫） 休憩中の会議を再開いたします。

答弁願います。

伊澤事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（伊澤茂男） 滞納状況でございます。平成22年度の現年度分の滞納額が3億6,875万8,013円、対象者は1万915人でございます。平成23年度が3億6,034万95円、対象者の方は1万4,374人でございます。平成24年度4億239万5,156円、対象者が1万4,035人でございます。

以上でございます。

○議長（新井正夫） 川辺参事兼給付課長。

○参事兼給付課長（川辺正一） 次に、医療費の関係をお答えいたします。

1人当たりの医療費ということでございまして、これが国の医療状況報告、いわゆる年報からの数字でございます。

まず、平成22年度は83万6,062円、平成23年度84万3,396円、平成24年度83万1,146円となつ

てございます。

次に、本人1割、本人3割の方の動向ということでございますが、パーセントに直しますと1割の方が約94%、3割の方が約6%という状況でございまして、毎年ほとんど同じような流れなのですが、3割の方はほんのわずかずつ減っているというような状況となってございます。

次に、健康診査の取り組みということで、貧血、心電図等の詳細項目を追加したわけでございますが、こちらの受診率ということで申し上げます。

まず、平成22年度が28.0%、平成23年度が28.9%、そして平成24年度が29.9%という状況となつてございます。

以上でございます。

○議長（新井正夫） 17番、工藤薰議員。

○17番議員（工藤 薫） ありがとうございます。

滞納額が大変多くなつてゐるので、ちょっと驚きましたが、減免が63件の申請があつて決定が59件ということなのですが、これは東日本大震災以外のことでしょうかね、どういう事由で減免になったのかということで、申請との関係をちょっと教えてください。

それと、健診ですが、もう少し検査項目をたしか追加したと思うのですが、貧血、心電図以外にもクレアチニンとか、尿検査とか、たしか入れたと思うのですが、平成24年度は健診項目の充実はなかつたのかということと。

もっと高い50%ぐらいの連合があると思いますが、全国的にはどういった連合が高くなつてゐるのか、低いところについては受診票を全員に配つてあるところがいいということで、埼玉県でも考えていらっしゃって、そういうふうに市町村に助言していきたいというようなことがあったのですが、受診票が全員に配布されていない自治体というのはやはりあるのでしょうか。それを教えてください。

それから、あと健診費については相変わらず県からの補助金は入つておりますが、これについても今まで9都府県が、東京や京都などは健診について補助を出している自治体もあるわけなのですが、平成24年度についてはやはり入らなかつたということで、この年度についても9つの自治体だけだったんでしょうか、その点わかれればお願ひします。

○議長（新井正夫） 伊澤事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（伊澤茂男） 先ほどの減免の統計の数でございますが、東日本大震災関係を除いたものでございます。東日本大震災の方につきましては、平成24年度は282件の申請がございました。うち決定が281件でございます。

なお、その東日本大震災以外の63件の申請の内訳でございますけれども、火災などによる災害について47件、このうち43件を決定しております。それから、収入が減少した方、2件申請

がありましたが、2件決定、その他14件ございますが、これは刑務所に入られている方で14件決定をいたしております。

以上でございます。

○議長（新井正夫） 川辺参事兼給付課長。

○参事兼給付課長（川辺正一） 受診項目についてでございますが、受診項目は腎機能検査等追加した項目がございます。心電図、貧血検査については詳細項目ということで、基本項目とはまた別の項目ということでご理解いただきたいと思います。

それと、全国の状況ということですが、全国の平均は国の発表でいきますと、毎年1%ぐらい上がっているということでございますが、50%超えというのは私どもでつかんでいる範囲では東京都が50%を超えてるというような状況でございます。

その東京都以外のところになると、40%台はございませんで、次に30%まで落ちるということですので、30%もほとんどありません。したがいまして、埼玉県の受診率は上位のほうには入るという状況でございます。

それと、全ての方に受診票を配るという取り組みでございますが、私どもでは全ての市町村について、どこの市町村が受診票を全部配っているかというようなことは、残念ながら現在のところは把握できておりません。

それと、県からの補助ということで、現在ないわけございますが、平成24年度もございませんでしたが、これについては平成25年度におきましても、県に要望ということで出させてはいただいております。

以上でございます。

○議長（新井正夫） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（新井正夫） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

17番、工藤薰議員。

○17番議員（工藤 薫） 平成24年度の埼玉県後期高齢者医療広域連合高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、私は不認定の立場で討論いたします。

今、質疑でもわかりましたが、埼玉県は医療費がかかっていない県でありまして、全国32位ということでした。83万1,146円ということで、1人当たりの医療費は大変少なく、県民が健康に留意をして頑張っておられるという県です。それに引きかえて、保険料は全国7位ということで7万5,336円ということがわかりました。医療費がかかっていないのに保険料は高いと

いうことが、ずっとこういう傾向が続いている県であります。

それで、減免についても年々ふえてはおるのですが、やはりまだ活用状況は大変少なく、所得が激減をするというようなことで、なかなか該当しないという声もあります。また、周知についても、まだこれからも努力の余地がたくさんあると考えるわけです。

健診についても、健康を維持していくために予防医療が大事だということなのですが、相変わらず埼玉県自身が健診費の助成を出していません。これもはつきりわかりました。

東京都が50%を超しているということで、ぜひそうした点を何が違うのか、その辺も見極めて教訓を引き出させていただきたいと考えます。

さまざま工夫をして、努力をしていらっしゃるということはもちろんわかりますが、そうした保険料の高さと、そして医療費も必ずしも上がっていないということもわかりました。年々、必ずしも急激にふえていくわけではないということで、平成23年、平成24年度を見ても1万円少なくなっているわけですね。これが受診抑制でなければいいと考えますが、高齢者の方が医療費がかからないように努力をしておられるということがわかりました。

ですので、この会計については保険料が75歳以上の方だけでつくっている会計のシステム 자체も、私はもともと設計的におかしいと考えるわけです。厚労省が初めに、高齢者自身に痛みを感じ取ってもらうための保険制度だと言っているわけですので、この特別会計については不認定といたします。

以上です。

○議長（新井正夫）賛成討論はありませんか。

12番、市川幸三議員。

○12番議員（市川幸三）12番、市川でございます。

議案第11号「平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」賛成の立場から討論いたします。

この特別会計は、後期高齢者医療制度の事業執行に係る経費を計上したものであります。歳入では、市町村からの負担金として療養給付等に係る定率負担金のほか、被保険者からの保険料収納分に係る納付金や保険料軽減補填分が、また国や県からは療養給付費等の定率負担金のほか、保険料の軽減措置に対する交付金や各事業に対する補助金等が適切に処理されております。

また、事業執行の状況ですが、施行当初の混乱を受けて、さまざまな改善が図られたことにより、被保険者の負担を抑え、その要望に応えた事業を実施することで定着が見られております。こうしたことから、平成24年度特別会計に係る事業は的確に実施され、予算執行も適正になされたところでありますので、議案第11号、特別会計決算認定に賛成いたします。

以上でございます。

○議長（新井正夫）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（新井正夫）なければ討論を終結いたします。

これより議案第11号「平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新井正夫）起立多数であります。

よって、本案は認定と決定をいたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井正夫）次、日程第9、議案第12号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

吉田副広域連合長。

○副広域連合長（吉田 昇）議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」ご説明申し上げます。

議案書の3ページ並びに、右肩にナンバー7とあります議案参考資料1ページをお開きいただきたいと存じます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第16条第1項の規定によりまして、広域連合監査委員2人を置くこととなっており、そのうちの1人は同規約第16条第2項の規定に基づき、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者を1人選任することになっております。

前監査委員、宮原敏夫氏につきましては、平成25年11月11日をもって任期満了になっております。現在、識見を有する者のうちから選任される監査委員が欠員となっております。監査委員の選任については、広域連合規約第16条第2項の規定により、広域連合長が広域連合議会の同意を得て選任することになっております。

そこで、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しす

ぐれた識見を有し、現在、さいたま市の監査委員である宮原敏夫氏が適任だと思います。議員の皆様のご同意を賜りたく、ご提案申し上げるものでございます。

なお、広域連合規約第16条第3項の規定により、識見を有する者のうちから選任される監査委員の任期は4年となっております。

以上でございますが、よろしくご審議のほど賜りまして、ご同意を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井正夫） これより質疑を願います。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（新井正夫） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対の討論ありましたらお願ひいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（新井正夫） 別にありませんので、なければ討論を終結いたしたいと思います。

賛成討論は。

（「なし」の声あり）

○議長（新井正夫） ないようでございますので、終結いたしたいと思います。

これより議案第12号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新井正夫） 起立全員であります。

よって、本案は同意と決定をいたしました。

これで、付議された事件の議事は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

◎副広域連合長挨拶

○議長（新井正夫） ここで副広域連合長から挨拶を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

吉田副広域連合長。

○副広域連合長（吉田 昇） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、閉会に

当たりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、年末の大変お忙しい中、ご参集をいただき、平成25年第2回定例会を開催させていただきましたが、上程させていただきました議案につきまして熱心なご審議をいただき、全て可決決定をいただきました。心よりお礼を申し上げる次第でございます。

さて、開会での挨拶で触れさせていただきましたとおり、プログラム法案が成立をしたわけでございますが、政府は持続可能な医療保険制度等を構築するための措置を平成26年度から平成29年度までをめどに順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成27年通常国会に提出することを目指すと規定をしております。そのための協議等が今後活発に行われることと思われますが、動向をしっかりと注視し、遗漏のないよう対応をしていきたいと考えております。

また現在、当広域連合では平成26年度、平成27年度の保険料改定に向けて試算の作業を進めています。諮問先である医療懇話会からの提言等をもとに、保険料の急激な上昇を抑え、かつ後期高齢者医療の財政が不安定にならないよう慎重に検討し、来年2月に予定しております広域連合議会定例会において提案をさせていただきたいと考えております。

今後とも、県内の75歳以上の方々の健康、医療を守るために、当広域連合をしっかりと運営してまいりたいと考えております。

結びに、新井議長を初め、議員の皆様におかれましては、当広域連合の運営が適切になされるよう、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長（新井正夫） どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（新井正夫） これをもちまして、平成25年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

本日は、まことにご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午後3時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 新井正夫

署名議員 市川幸三

署名議員 武藤壽男

審議結果一覧

議案審議結果一覧表

広域連合長職務代理者提出のもの（5件）

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
8	平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	25.12.26	25.12.26	原案可決
9	平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	25.12.26	25.12.26	原案可決
10	平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	25.12.26	25.12.26	原案認定
11	平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	25.12.26	25.12.26	原案認定
12	埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	25.12.26	25.12.26	原案同意

案

議

議案第8号

平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めることによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ123,623千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,323,877千円とする。
2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月26日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者
埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長
吉田 昇

提案理由　地方自治法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

正 算 準 出 入 岳 表 第 1

(歳 入) (単位 千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1. 分	担 金 及 び 負 担 金		1, 439, 507	△166, 288	1, 273, 219
	1. 気 担 金		1, 439, 507	△166, 288	1, 273, 219
4. 繰 越 金			1	42, 665	42, 666
	1. 繰 越 金		1	42, 665	42, 666
歳 入 合 計			1, 447, 500	△123, 623	1, 323, 877

(歳 出) (単位 千円)

款		項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民	生 費		1,096,467	△123,623	972,844
	1. 社 会 福 利	社 費	1,096,467	△123,623	972,844
歳	出 合	計	1,447,500	△123,623	1,323,877

平成25年度埼玉県後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第1条歳出入歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,298,489千円を追加し、歳入歳出予算
の総額をそれぞれ5,73,108,489千円とする。
2 「歳入歳出歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表歳入歳出歳正」による。

平成25年12月26日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者
埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長
吉田 昇

提案理由
地方自治法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支外出金		103,786,106	13,496	103,799,602
2. 国庫支外出金	1. 市町村負担金	103,786,106	13,496	103,799,602
	1. 國庫負担金	167,591,619	143,033	167,734,652
	2. 國庫補助金	132,918,276	142,216	133,060,492
7. 繰入金		34,673,343	817	34,674,160
	1. 一般会計繰入金	10,255,297	△123,623	10,131,674
8. 繰越金		1,096,467	△123,623	972,844
	1. 繰越金	3,000,000	7,265,583	10,265,583
	歳入合計	565,810,000	7,298,489	573,108,489

(歳 出)

(歳 出)

款		項	補正前の額	補正額	計
1. 総務	費		1,108,327	817	1,109,144
1. 総務	管 理 費		1,108,327	817	1,109,144
6. 基 金	積 立 金		17,400	3,325,135	3,342,535
1. 基 金	積 立 金		17,400	3,325,135	3,342,535
8. 詞	支 出 金		3,130,810	3,972,537	7,103,347
1. 償還金 及び 還付加算金等			3,130,810	3,972,537	7,103,347
歳 出	合 計		565,810,000	7,298,489	573,108,489

議案第10号

平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定
について

平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり
監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年12月26日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者
埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 吉田 昇

提案理由

地方自治法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

議 案 第 1 1 号

平成 24 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成 24 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成 25 年 1 月 26 日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 吉田 昇

提 案 理 由

地方自治法第 96 条第 1 項第 3 号の規定により、この案を提出する。

議案 第 1 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員に次の者を選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県さいたま市浦和区本太4丁目14番8号
- 2 氏 名 宮原 敏夫
- 3 生年月日 昭和25年3月3日

平成25年12月26日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 吉田 昇

提案理由

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員に宮原敏夫氏を選任することについて同意を得たいので、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により、この案を提出する。